甲府市公衆浴場法施行条例(平成30年12月条例第40号)新旧対照表

改正後(案)	現行
○甲府市公衆浴場法施行条例	○甲府市公衆浴場法施行条例
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(構造設備の基準)	(構造設備の基準)
第4条 略	第4条 略
(1)~(2) 略	(1) \sim (2) 略
(3) <u>浴場内</u> には、衣類及び携帯品を <u>安全に</u> 保管できる戸棚	(3) <u>脱衣場</u> には、衣類及び携帯品を保管できる <u>鍵のある</u> 戸棚
又は箱 <u>その他これらに類するもの</u> を設けること。	又は箱を設けること。
(4) 略	(4) 略
(5) 脱衣場は、 <u>清掃及び消毒を容易に行うことができる構造</u> とし、	(5) 脱衣場は、天井張り とし、
床面は、耐水性の材料を用いること。	床面は、耐水性の材料を用いること。
(6)~(10) 略	(6)~(10) 略
(11) 洗い場には、汚水の排除を容易にするため勾配をつけるととも	(11) 洗い場には、汚水の排除を容易にするため勾配をつけるととも
に、 <u>覆い</u> 蓋のある排水溝を設け、 <u>浴室の汚水を</u> 衛生上支障がな	に、 <u>おおい蓋</u> のある排水溝を設け、衛生上支障がな
い場所に排出することができる構造であること。	い場所に <u>汚水を</u> 排出することができる構造であること。
(12) \sim (14) 略	(12) \sim (14) 略
(15) 浴室又は脱衣場の入浴者が利用しやすい場所に	(15) 浴室又は脱衣場の入浴者が利用しやすい場所に <u>は、1箇所以上</u>
飲料水を供給する <u>体制を整備し</u> 、飲用に適したものであること	<u>の</u> 飲料水を供給する <u>設備を設け</u> 、飲用に適したものであること
を表示すること。	を表示すること。
(16)~(28) 略	(16)~(28) 略
2 その他の浴場(次項に規定する浴場を除く。) に係る法第2条第2	2 その他の浴場(次項に規定する浴場を除く。) に係る法第2条第2

項に規定する構造設備の基準は、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難い場合であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

- (1) 前項第4号、第7号から第10号まで、第12号<u>から</u>第15号 <u>まで及び第26号ア</u>に定める基準 市長が入浴者の衛生上特に支 障がないと認めたとき。
- (2) 前項第1号(出入口に男女の別を表示する部分に限る。) <u>、</u> 第 2号(脱衣場及び洗い場を外部から見通しのできない構造とする部分を除く。) 及び第16号(男女別の入浴者用便所を設ける部分に限る。) に定める基準 市長が入浴者の衛生上及び風紀上特に支障がないと認めたとき。

3 略

(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第5条 略

2 その他の浴場(風営法適用浴場を除く。)の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第2項に定めるもののほか、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難い場合

項に規定する構造設備の基準は、前項各号のとおりとする。ただし、 次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するも の又は蒸気、熱気<u>若しくは</u>温泉等を組み合わせて使用するもので、 構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準によ り難い場合であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によ らないことができる。

- (1) 前項第4号、第7号から第10号まで、第12号<u>及び</u>第15号 <u>に定める基準</u> 市長が入浴者の衛生上特に支 障がないと認めたとき。
- (2) 前項第1号(出入口に男女の別を表示する部分に限る。)<u>及び</u>第 2号(脱衣場及び<u>浴室</u>を外部から見通しのできない構造とする 部分を除く。)

_____に定める基準 市長が入浴者の衛生上及び風紀上特に支障がないと認めたとき。

3 略

(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第5条 略

2 その他の浴場(風営法適用浴場を除く。)の入浴者の衛生及び風紀に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、前条第2項に定めるもののほか、前項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難い場合

であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

(1)~(2) 略

3 略

第6条 略

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号) 第2条第1項の許可を受け営業している公衆浴場(この条例の施行 の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることと なった公衆浴場を含む。)について、第2条の規定による改正後の 甲府市公衆浴場法施行条例第4条第1項第5号の規定(同条第2項 において適用する場合を含む。)に適合しない部分がある場合にお いては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置 されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。

であって、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないこと ができる。

(1)~(2) 略

3 略

第6条 略